

公 募 説 明 資 料

1 物 件 名 中信森林管理署舎等電力供給業務（単価）

2 公募公告日 令和8年1月22日

3 公募資料交付 令和8年1月23日～令和8年2月5日
(9時00分～17時00分)
(ただし、行政機関の休日を除く。)

4 応募受付期間 令和8年1月23日～令和8年2月5日
(9時00分～17時00分)
(ただし、行政機関の休日を除く。)

5 交 付 資 料

- (1) 別添1 中信森林管理署舎等電力供給業務（単価）応募要領
- (2) 様式1 応募申込書（様式）
- (3) 別添2 暴力団排除に関する誓約条項
- (4) 別添3 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況
に関する条件
- (5) 様式2 適合証明書（様式）
- (6) 別添4 電力需給契約書（案）
- (7) 別添5 仕様書
- (8) 別添6 参考資料・直近1年間の契約状況と電力使用実績及び令和8年
度月別予定使用電力量

別添 1

中信森林管理署庁舎等電力供給業務（単価）応募要領

1 総則

中信森林管理署庁舎等電力供給業務（単価）（以下「業務」という。）の受注者を公募により募集することとし、その実施については、この要領に定める。

2 業務内容

中信森林管理署庁舎及び敷地内施設への電力供給業務。

直近1年間の電力使用量の実績は別添6の参考資料「直近1年間の契約状況と電力使用実績」を参照すること。

3 応募資格

応募者は、次のすべてに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度 農林水産省競争参加資格（全省府統一資格）において「物品の販売」の「A」、「B」又は「C」等級に格付され、関東・甲信越地域の競争参加資格を有している者であること。
- (4) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (5) 当施設が要求する期間中、当施設の設備等を利用して安定した電力供給が可能であること。
- (6) 契約担当官等から、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領について」（平成26年12月4日付け26林政政第338号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けている期間中に該当しない者であること。
- (7) 分任支出負担行為担当官が定める応募資格者として、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、「別添3 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」において示す条件を満たすこと。

4 応募申込書等の提出期限等

業務の請負を希望する者は、以下により書類の提出を行う。

- (1) 提出期限：令和8年2月5日（木曜日） 17時00分

- (2) 提出場所及び問合せ先

〒390-0852 長野県松本市島立1256-1
中信森林管理署 総務グループ経理担当 電話 050-3160-6050

- (3) 提出書類

ア 応募申込書（様式1）

- イ 応募者の概要（会社概要等）
- ウ 3の(3)で示す資格審査結果通知書の写し
- エ 3の(4)を満たすことを証明する書類の写し
- オ 契約内容についての提案資料※
※当該電気供給業務を行うに当たって、応募者が提案する料金メニュー及び電気供給までの作業スケジュール等の資料（任意様式）
- カ 適合証明書（様式2）
- キ 上記カによる適合証明書の条件を満たすことを証明する書類

(4) 電子メールにて応募する場合は下記の宛先に提出すること。

電子メールアドレス：c_chushin@maff.go.jp

(5) 提出に当たっての留意事項

- ア 持参により提出する場合の受付時間は、平日の9時00分から17時00分までとする。
- イ 郵便等により提出する場合は、「(1) 提出期限」内に、「(2) 提出場所」に到着したものまで受け付ける。
- ウ 提出された書類に不備があった場合は無効とする。
- エ 提出された書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
- オ 虚偽の記載をした書類は無効とする。
- カ 請負者の資格を有しない者が提出した書類は無効とする。
- キ 応募申込書の提出者は、暴力団排除に関する誓約条項（別添2）について応募申込書の提出前に確認しなければならず、応募申込書の提出をもってこれに同意したものとする。
- ク 暴力団排除に関する誓約条項（別添2）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた書類は、無効とする。

5 その他

- (1) 応募要領に基づいて作成した応募申込書を分任支出負担行為担当官が審査し、応募資格を全て満たしていると認めた者に見積書の提出を依頼し、予定価格の範囲内でより安価な見積をした者と契約を締結するものとする。
- (2) 契約条件については、別添4の電力需給契約書（案）を参照すること。

様式 1

応 募 申 込 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中信森林管理署長 高塚 慎司 殿

住所

商号又は名称

代表者名

令和8年1月22日公募の中信森林管理署等電力供給業務（単価）について、応募資格を全て満たしており、当該業務を確実に履行できるので下記の必須書類を添付の上、応募します。

なお、本申込書及び提出書類に関する照会については、下記担当まで連絡願います。

記

- 1 応募者の概要（会社概要等）
- 2 令和7・8・9年度 農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書の写し
- 3 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し
- 4 分任支出負担行為担当官が定める応募資格者として、「別添3 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」に記載の条件を満たすことを「様式2 適合証明書」に記入の上、条件を満たすことを証明する書類の写し
- 5 契約内容についての提案資料

(担当者)
所属部署 :
氏 名 :
電 話 :
E-mail :

別添2

暴力団排除に関する誓約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確認)

第3条 受注者は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 受注者は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該

再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 発注者は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 受注者は、発注者が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別添3

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条件

(1) 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和5年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③ 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

項目	数値	点数
① 令和5年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） (単位 : kg-CO ₂ /kWh)	0.000 以上 0.400 未満	70
	0.400 以上 0.425 未満	65
	0.425 以上 0.450 未満	60
	0.450 以上 0.475 未満	55
	0.475 以上 0.500 未満	50
	0.500 以上 0.520 未満	45
	0.520 以上	0
② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 % 以上	10
	0 %超 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③ 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00 %以上	20
	5.00 %以上 8.00 %未満	15
	2.50 %以上 5.00 %未満	10
	0 %超 2.50 %未満	5
	活用していない	0
④ 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 添付書類等

応募に当たっては、提出書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

また、提出書類の根拠等記載部分には、付箋及びマーカー等で明示すること。

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるよう電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

<p>①令和5年 度1kWh当たりの二酸 化炭素排出 係数</p>	<p>「令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和5年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。 なお、メニュー別係数を公表している小売電気事業者等で令和5年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数が公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。</p>
<p>②令和5年 度の未利用 エネルギー 活用状況</p>	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和5年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和5年度の供給電力量(需要端)(KWh)で除した数値</p> <p>(算定方式)</p> <p>令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況(%)</p> $= \frac{\text{令和5年度の未使用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和5年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した後に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。</p> <p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)」(以下「FIT法」という。)第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)</p> <p>② 高炉ガス又は副生ガス</p>

	<p>3 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 令和5年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
③令和5年度の再生エネルギーの導入状況	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの</p> <p>(算定方式)</p> $\text{の導入状況(%) = } \frac{\text{令和5年度の再生可能エネルギー}}{\text{①+②+③+④+⑤+⑥}} \times 100 \quad \text{⑦}$ <p>① 令和5年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端(kWh)）</p> <p>② 令和5年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端(kwh)）</p> <p>③ グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh)</p> <p>④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)</p> <p>⑥ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる非FIT非化石証書の量(kWh)（ただし、電源情報等を明らかにするトラッキング実証の対象であり、再生可能エネルギー電気に由来することが判別できる非FIT非化石証書に限る。）</p> <p>⑦ 令和5年度の供給電力量（需要端(kWh)）</p> <p>1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）</p> <p>2 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②+③+④+⑤+⑥）は令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数算定に用いたものに限り、他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3 令和5年度の供給電力量（⑦）には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>

<p>④省エネに 係る情報提 供、簡易的 DRの取組、 地域におけ る再エネの 創出・利用 の取組</p>	<p>需要家の省エネルギーの促進、電力圧迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること <ul style="list-style-type: none"> ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。</p> <p>なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>
---	--

様式2

適合証明書

令和 年 月 日

住 所
 商号又は名称
 代表者氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和5年度の状況

	項目	自社の基準値	点数
①	令和5年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和5年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和5年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項目	取組の有無	点数
④	省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、 地域における再エネの創出・利用の取組		

①～④の合計点数	
当 署 判定欄	適・否

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(事業開始日から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」及び「点数」には、別添3により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法(又は事業開始日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の見積適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

電 気 需 給 契 約 書 (案)

1 契約内容 中信森林管理署庁舎等電力供給業務（単価）

2 需給場所 長野県松本市島立 1256-1

分任支出負担行為担当官 中信森林管理署長 （以下「発注者」という。）と
（以下「受注者」という。）は、中信森林管理署庁舎及び敷地内施設で使用する電気の需給に関し次の条項により電気需給契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 受注者は、仕様書に基づき発注者の中信森林管理署庁舎及び敷地内設備で使用する電気を需要に応じて供給し、発注者は受注者にその対価を支払うものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は、別紙1のとおりとする。なお、以下の各金額には消費税額及び地方消費税額（以下「消費税等相当額」という。）を含むものとする。

2 消費税相当額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出する額である。

3 受注者の発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときは、別途定めるところにより価格を改定できる。

4 消費税相当額の税率に変更があった場合は、変更後の税率に基づいて契約金額を改定するものとする。

（契約期間）

第3条 供給期間は、令和8年4月検針日から令和9年4月検針日の前日までとする。

（契約保証金）

第4条 発注者は、本契約に係る受注者が納付すべき契約保証金を全額免除する。

（権利義務の譲渡等）

第5条 受注者は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

（使用電力量の増減）

第6条 発注者の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、または下回ることができる。

（計量及び検査）

第7条 計量日は、中部地域の一般送配電事業者が毎月の電気使用量を確定する日（以下「計量日」という。）とし、受注者は計量日に記録された値の読みとりにより使用電力量等を算定し、発注者の指定する職員の検査を受けなければならない。

（料金の算定期間）

第8条 料金の算定期間は、前月計量日から当月計量日の前日までの期間とする。

（料金の算定）

第9条 毎月の電気料金は、低圧電力にあっては、契約電力に第2条の基本料金単価を乗じて得た金額と、その1月の使用電力量に第2条の電力量料金単価を乗じて得た金額との合計額とし、従量電灯にあっては、第2条の基本料金とその1月の使用電力量に第2条の電力量料金単価を乗じて得た金額との合計額とする。

2 前項の料金算定にあたっては、使用電力量に係る燃料費調整を行うものとし、その取り扱いは中部地域一般電気事業者が公表している料金表によるものとする。

(料金の支払及び遅延利息)

第10条 受注者は、第7条に定めた検査終了後、第9条により算定した料金を1ヶ月毎に発注者に請求するものとし、発注者は、受注者から適法な支払請求書を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に受注者の指定する口座あてに支払わなければならない。

2 発注者は前項の約定期間内に料金を支払わなかった場合には、受注者の請求により遅延利息として、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として受注者に支払わなければならない。その額に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等発注者の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(事情変更)

第11条 発注者及び受注者は、本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となつたと認められる場合には、発注者と受注者が協議の上、本契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議の上、書面により定めるものとする。

(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金)

第12条 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金は、経済産業大臣が毎年定める賦課金単価に毎月の使用電力量を乗じて算出するものとする。

(機密の保持)

第13条 発注者及び受注者は業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。なお、発注者及び受注者は、本契約終了後においてもこの責任を負うものとする。ただし、法律又は条例等により開示する場合はこの限りではない。

(契約の解除)

第14条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当する場合は、書面により通告し、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な事由により解約を申し出たとき。
- (3) 本契約の履行に関し、受注者又はその従業員、使用人等に不正な行為があつたとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、本契約条項に違反し、又は、本契約の目的を達することができないと明らかに認められるとき。

(違約金)

第15条 前条により本契約が解除された場合は、受注者は当該日から契約期間満了の日までの期間（以下「残余期間」という。）に係る予定使用電力等を用いて第9条に規定する方法により算定した場合の残余期間の電気料金から消費税額および地方消費税額を除いた額（以下、「契約金額」という。）の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第16条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」と

いう。) 第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (2) 受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第17条 受注者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならぬ。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは、第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならぬ。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(損害賠償)

第18条 受注者が発注者に損害を与えたとき(天災その他受注者の責めに帰さない理由による場合を除く)は、発注者は、受注者に対し、損害賠償の請求をすることができる。ただし、賠償の金額は、発注者と受注者が協議の上定めるものとする。

(協議)

第19条 本契約条項について疑義があるとき又は本契約書及び前条で規定する基準等に定めのない事項は、発注者と受注者が協議の上これを解決するものとする。

(特約事項)

第 20 条 別紙 2、暴力団排除に関する特約条項のとおり

この契約締結の証として本書 2 通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 8 年 4 月 1 日

発注者 長野県松本市島立 1256-1
分任支出負担行為担当官
中信森林管理署長

受注者

別紙1

契 約 金 額(記載例)

区分・単位			契約単価
中信森林管理署A 庁舎	基本料金	契約電力(15kVA)	円／kVA／月
	電力量料金 (kWh×単価)	最初の120kWhまで	円／kW・時
		120Kwhから300kwhまで	円／kW・時
		300kwhをこえる分	円／kW・時
従量電灯C	予定使用電力量		29,580 kWh
	予定使用金額小計		円
中信森林管理署 第二事務所	基本料金	契約電力(60A)	円／月
	電力量料金 (kWh×単価)	最初の120kWhまで	円／kW・時
		120Kwhから300kwhまで	円／kW・時
		300kwhをこえる分	円／kW・時
従量電灯B	予定使用電力量		720 kWh
	予定使用金額小計		円
中信森林管理署B 庁舎	基本料金	契約電力(23kW)	円／kW・月
	電力量料金 (kWh×単価)	夏季(7月1日～9月30日)	円／kWh
		その他季(上記以外の日)	円／kWh
	予定使用電力量		4,090 kWh
低圧電力	予定使用金額小計		円
	予定使用金額総計		円

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 受注者は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 受注者は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除せらるようしなければならない。

2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 発注者は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 受注者は、発注者が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

別添5

仕 様 書

1 概 要

(1) 件 名 中信森林管理署舎等電力供給業務（単価）

(2) 需要場所 長野県松本市島立1256-1
中信森林管理署舎及び敷地内施設

2 仕 様

(1) 契約区分(名称)、契約電力及び予定使用電力量

契約区分(名称)	契約電力	予定使用電力量 (kWh)
低圧電力 (中信森林管理署B)	23kW	4,090
従量電灯C (中信森林管理署A)	15kVA	29,580
従量電灯B (中信森林管理署第二事務所)	60A	720

(月別予定使用電力量は別添6のとおりとする。)

(2) 電力量料金の算定にあっては、発電費用等の変動による調整を行うこと。

(3) 再生可能なエネルギー賦課金については、経済産業大臣が毎年度定める賦課金単価に電力使用量を乗じて算出する。

(4) 供給期間

令和8年4月検針日から令和9年4月検針日の前日に至るまで。

(5) 電力量等の検針

- ① 自動検針装置 : 有
- ② 電力会社の検針方法 : 自動検針
- ③ 電力量計構成 : 電力需給用複合計器

(6) 需給地点及び電気工作物の財産分界点

需要場所における中信森林管理署が設置した中部電力パワーグリット株式会社の架空引込線と中信森林管理署の開閉器電源側接続点。但し、取引用計量装置は、中部電力パワーグリット株式会社の所有である。

(7) 保安上の責任分界点

需給地点及び電気工作物の財産分界点に同じ。但し、取引用計量装置は、中部電力パワーグリット株式会社がその保安の責めを負う。

(8) 請求時に係る料金の算定

ア 使用電力量の単位は、1kw 時とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入とすること。

イ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円としその端数は切り捨てるのこととする。但し、消費税等相当額を加算する場合は、消費税が課される金額及び消費税等相当額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てるのこと。

3 協議

(1) 詳細な事項及び本仕様書に定めの無い供給条件等については、中部管内の旧一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）若しくは、契約者が定める電力供給に係る標準的な約款（電気需給約款等）によるものとし、担当職員と必要に応じて打合せのうえ対応するとともに、業務について疑義が生じた場合には、直ちに担当職員と協議して対応するものとする。

(2) 各月の電気料の算定方法については、基本料金について力率割引又は、割増、電力量料金の燃料費調整及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金については、中部管内の旧一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）に依るものとし、これに依りがたい場合は協議する。

4 その他

(1) 契約履行に当たり、敷地内への計器類の設置が必要な場合は、これを認める。この場合の設置にかかる経費については、事業者の負担とする。

(2) この仕様に定めのない供給条件及び事項については、甲乙協議のうえ決定する。

(3) 供給地点特定番号は以下のとおり。

中信森林管理署 A 04-0530-0904-0404-1000-0000

中信森林管理署 B 04-0530-0904-0404-1100-0000

中信森林管理署第二事務所 04-0530-0904-0404-0000-0000

別添6

【参考資料】

直近1年間の契約状況と電力使用実績

(単位:kwh)

契約内容 使用月	中信森林管理署B 庁舎 低圧電力 23kw	中信森林管理署A 庁舎 従量電灯C 15kVA	中信森林管理署 第二事務所 従量電灯B 60A
令和7年1月	345	4,980	60
令和7年2月	355	4,677	82
令和7年3月	259	3,729	50
令和7年4月	154	2,261	45
令和7年5月	113	1,432	52
令和7年6月	235	1,336	47
令和7年7月	686	1,340	57
令和7年8月	818	1,381	81
令和7年9月	574	1,382	48
令和7年10月	81	1,259	45
令和7年11月	161	2,055	52
令和7年12月	247	3,698	44
計	4,028	29,530	663

【参考資料】

令和8年度月別予定使用電力量

(単位:kwh)

契約内容 使用月	中信森林管理署B 庁舎 低圧電力 23kw	中信森林管理署A 庁舎 従量電灯C 15kVA	中信森林管理署 第二事務所 従量電灯B 60A
令和8年4月	160	2,270	50
令和8年5月	120	1,440	60
令和8年6月	240	1,340	50
令和8年7月	690	1,340	60
令和8年8月	820	1,390	90
令和8年9月	580	1,390	50
令和8年10月	90	1,260	50
令和8年11月	170	2,060	60
令和8年12月	250	3,700	50
令和9年1月	350	4,980	60
令和9年2月	360	4,680	90
令和9年3月	260	3,730	50
計	4,090	29,580	720

(注)この表は将来の使用電力量の数値を示すものではない。